

Karatsu Mama Act 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、「Karatsu Mama Act」と称する。

(目的及び活動)

第2条 本会は、安全安心な子育て環境及び子育て・働く母親の社会的な自立が十分に進んでいない社会的課題を踏まえ、子育て・暮らしに不安を抱える母親の応援団となり、女性が安心して活躍できる唐津のまちづくりを推進することを目的としている。会員の自主性を最大限に尊重し、継続的に事業を続けていくために、次の活動を行う。

- (1) 子育てや仕事、暮らしに悩みを抱える、孤独な母親が気軽に相談し、情報交換・交流するための活動
- (2) 学校・警察・地域と連携し、子供の下校・通学路における安全な環境をつくるための活動
- (3) 子育てする母親の雇用を生み出し、働く環境をつくるための活動
- (4) 子育てする母親の視点・スキルを活かして、女性が活躍でき、賑わいを生むためのまちづくり活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する個人・団体・企業により構成される。

(団体とのネットワーク)

第4条 本会の活動に賛同する団体と、相互の情報の共有を図る。

(会員の努力義務)

第5条 社会の信頼を獲得するため、会員が本会として活動を行うときは、その内容を会員にオープンにし、会員相互のスキルアップに努める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名 監事 1名以上

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、総会で選出する。

- 2 役員任期は2年とする。なお、役員再任を妨げない。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じて本会の会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は年1回及び必要に応じて開催し、前年度事業報告及び決算報告並びに新年度事業計画及び予算案の承認を行う。

2 総会は会員数の過半数をもって成立するものとし、承認においては出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(経費)

第11条 本会の経費は、会員の会費、企業からの協賛金、有志の寄付金その他により支弁する。

2 事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。

3 活動経費の収支については、会計担当が総会に報告する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局が会計も担当する。

2 本会は、事務局を唐津市中町1868 hana はな家 内に置く。

(規約の改訂)

第14条 本規約は、総会の議決を経て改訂することができる。

付 則

本規約は、平成30年1月5日から施行する。